

議案第 5 号

教育長に委任する事務等に関する規則中改正について

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（平成15年横須賀市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 学校の生徒等の募集に関する基本方針を定めること。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

教育長へ委任する事務を明確にするため。

(12) 学校の生徒等の募集に関する基本方針を定めること。

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関(横須賀美術館を除く。以下同じ。)の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。
- (4) 法第29条の規定により教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (5) 高等学校及び幼稚園の教育職員(県費負担教職員を除く。)並びに中学校の任期付教育職員(以下「教育職員」という。)の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (6) 教育委員会事務局の職員又は学校その他の教育機関の職員のうち職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第51号)の適用を受ける職員(以下「事務局職員等」という。)の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (7) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。
- (8) 事務局職員等及び教育職員の給与に関する一般方針を定めること。
- (9) 事務局職員等、教育職員及び県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (10) 事務局職員等、教育職員及び県費負担教職員の研修に関する一般方針を定めること。
- (11) 学校及びその他の教育機関の管理及び運営に関する基本方針を定めること。
- ¹³~~(12)~~ 学校その他の教育機関の施設の新築、増築又は改築の計画を策定すること。
- ¹⁴~~(13)~~ 通学区域の設定又は変更に関すること。
- ¹⁵~~(14)~~ 附属機関(横須賀市支援教育推進委員会部会を除く。)の委員を委嘱すること。
- ¹⁶~~(15)~~ 教科内容及びその取扱いの一般方針に関すること。
- ¹⁷~~(16)~~ 教科用図書採択の一般方針に関すること。
- ¹⁸~~(17)~~ 不服申立て、訴訟、和解及び調停(以下「不服申立て等」という。)に関すること(教育委員会が当事者となる不服申立て等の代理人を選任することを除く。)

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、教育長が重要と認める事項については、適切な時期に教育委員会会議に報告するものとする。